

別表 1-1

障 がい 児 保 育 等 認 定 基 準 表

R 7 . 3 . 17 現在

種 類 区 分	身 体 障 がい				精神（言語）遅滞		精神又は身体障がい	自閉症スペクトラム、 ADHD等
	視 覚 ・ 聴覚障がい	音 声 ・ 言 語 ・ そ しゃく 機 能 障がい	肢 体 不 自 由	内 部 疾 患	療 育 手 帳	判 定 ・ 療 育 関 係 機 関	特 別 児 童 扶 養 手 当	
重 度	身 障 1 級		身 障 1 級		A	重 度 と 判 定 している児童		判定・療育関係機関の 診断により障がい程度 を判断する。
中 度	身 障 2 級 ～ 身 障 3 級	身 障 3 級 ～ 身 障 4 級	身 障 2 級 ～ 身 障 4 級	身 障 1 級 ～ 身 障 2 級	B	中 度 と 判 定 している児童	1 級 2 級	
軽 度	身 障 4 級 ～ 身 障 6 級		身 障 5 級 ～ 身 障 7 級	身 障 3 級 ～ 身 障 4 級	⌒ B	軽 度 と 判 定 している児童		

- 注記 1 令和6年度より、障がいの程度（重度判定）による審査会の開催を要しない。
- 2 身体障害者手帳又は療育手帳等と特別児童扶養手当の等級が一致しない場合は、特別児童扶養手当の基準を優先させて認定することとする。但し、障がいにかかわる手帳の区分が重度である場合には、重度で認定する。
- 3 軽度の区分に属する児童で、障がいの種類が重複する場合は中度で認定するものとする。
- 4 障がいの種類が重複する場合で、障がいの程度が中度と軽度にまたがる場合は、中度で認定するものとする。
- 5 判定・療育関係機関は、別添のとおり子育て支援部長が決定する。判定・療育関係機関は対象児の診断書（別表2）を提出する。
- 6 「自閉症スペクトラム、ADHD等」は、判定・療育関係機関の診断に基づき、保育の実施への影響を勘案して判断する。

医 療 的 ケ ア 児 保 育 等 認 定 基 準 表

R 7. 3. 17 現在

① 対象となる児童	② 利用申込（既利用）施設の確認条件
恒常的に喀痰吸引、導尿、経管栄養等の医療的ケアを受けることが不可欠な児童	当該児童の医療的行為を行うための看護師（派遣等を含む）等の雇用や、施設設備の条件等を考慮し、利用申込（既利用）施設において当該児童の受入が可能と判断される場合

注記 1 医療的ケア児保育等認定については、以下の条件を全て満たす児童を対象とする。

- (1) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアのいずれかを受けることが不可欠である児童。
「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、導尿、経管栄養その他の医療行為をいう。

- (2) 保護者の就労により、保育が必要であり、主治医が集団保育可能と判断した児童。

2 利用申込（既利用）施設については、以下の条件を全て満たす施設を対象とする。

- (1) 当該児童の医療的ケアを行うための看護師（派遣等を含む）配置、及び安全な保育が担保され、受入れ可能と判断される施設。